

様式 3

随意契約理由書

担 当 課
企画課

契約内容	契約件名	市街地循環バス実証運行業務委託			
	業務概要	「館山市地域公共交通網形成計画」において重点的に取り組む分野としている「市街地における回遊性の向上」を推進するため、館山駅からおおむね2km圏内において市街地循環バスの実証運行を行い、実施効果や本格運行の必要性を把握する。			
	契約金額	金12,877,153円(消費税及び地方消費税を含む)			
	契約締結日	令和2年9月1日			
	契約期間	令和2年9月1日 ~ 令和3年3月30日			
	契約の相手	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 / 館山市北条2201-1 ジェイアールバス関東株式会社 / 館山日東バス株式会社			
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
市街地循環バス実証運行業務実施に当たっては、安全かつ確実なバスの運行や事業者側の創意工夫、本格運行に向けた利用者数や乗降に関するデータ等の利用状況把握が必要不可欠であるため、金額だけでなく、本業務実施目的への理解や運行実績、安全運行のための体制構築や取組状況、事業者による創意工夫等を総合的に評価する「公募型企画提案（プロポーザル）方式」により業者を選定した。1者から企画書の提出があり、審査委員会を開催し提案内容の審査を行った結果、委託先として適当であると判断されたため、上記事業者に業務を委託するものである。					